

# 円山川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日時：令和7年6月4日13:30～

場所：WEB会議（Microsoft Teams）

## 1. 挨拶

## 2. 規約等について

- ・規約及びダム洪水調節機能協議会の経緯について（事務局）

## 3. 情報提供

- ・令和6年度の近畿地整管内における事前放流実施状況（事務局）
- ・令和6年度の全国における事前放流実施状況（事務局）
- ・利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要（事務局）
- ・円山川水系の気象特性について（神戸地方气象台）

## 4. その他

- ・各種メーリングリストについての解説（事務局）
- ・事前放流に関する報告方法について（事務局）

以上

令和7年度円山川水系ダム洪水調節機能協議会参加者名簿

組織名	(委員or代理)	氏名
国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所	委員	澤村 学
兵庫県 土木部	代理	宮脇 伴房
兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所	代理	松村 宏昭
兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所	代理	重村 幸孝
兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所	代理	長尾 高嗣
兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所	代理	田村 武司
兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所	代理	石田 樹也
豊岡市	代理	関貴 弘治
朝来市	代理	椿野 裕記
朝来市	代理	中島 一寿
気象庁 神戸地方气象台	委員	竹田 進
気象庁 神戸地方气象台		山田 貴之
関西電力株式会社	代理	池田 健一
関西電力株式会社	代理	仲津 直之
経済産業省 近畿経済産業局	代理	松浦 里奈

# 円山川水系ダム洪水調節機能協議会

## 公開方針（案）

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

### 1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

### 2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

### 3. 会議資料の公開

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

## 円山川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

### (設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「円山川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、円山川水系における、大路ダム、但東ダム、与布土ダム、大町大池、多々良木ダムを対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

る。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

#### 第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、豊岡河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和4年6月1日改正

令和5年6月14日改正

令和6年6月12日改正

別表 1

<構成員>

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

兵庫県 土木部 河川整備課長

兵庫県 土木部 総合治水課長

兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長

兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長

豊岡市 上下水道部 水道課長

朝来市 産業振興部 農林振興課長

朝来市 上下水道部 上下水道課長

気象庁 神戸地方气象台 防災管理官

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 朝来水カセンター 所長

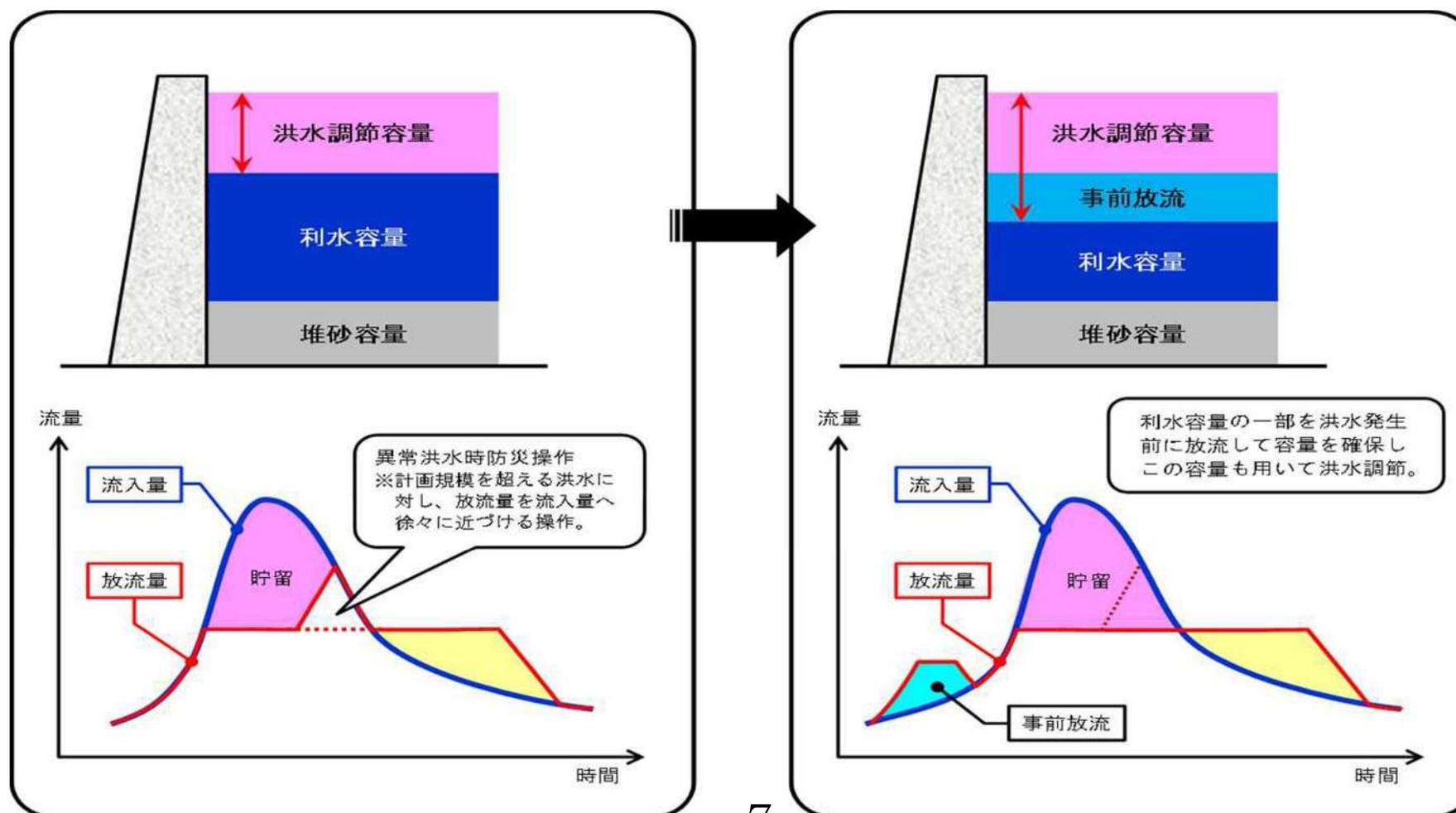
<オブザーバー>

経済産業省 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

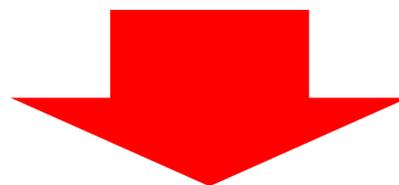
## 【事前放流とは】

事前放流は、治水の計画規模や河川(河道)・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的とする。

## ■事前放流のイメージ



- 令和元年12月12日、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」がとりまとめられた。
- 本方針を受け、令和2年1月21日に第1回協議の場を開催し、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者の協力のもと一体となって取り組むことを確認した。
- 第2回協議の場では、①各水系の治水協定を5月中に締結すること、②操作規程等は治水協定に基づき、速やかに変更・作成すること、③運用開始後も効果等を確認しながら必要に応じてさらなる改善に努めることを合意した。



- 令和2年5月29日付けで、近畿地整管内の全ての一級河川で、治水協定を締結。各水系で運用されているダムの洪水調節機能強化を推進するため、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られることとなった。

## 【設立の背景】

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされた。

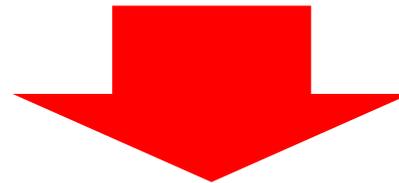
また、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備された。

## 【協議会の目的】

協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## 【協議会の実施事項】

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。



●事前放流の実施体制、連絡体制を確立するとともに、各水系毎にダム洪水調節機能協議会規約等に基づき、出水期までにダム洪水調節機能協議会を開催する。ただし、上記の実施事項を遂行するために、必要に応じて協議会を複数回開催することは妨げない。

# 令和6年度 ダムの事前放流の実施状況

---

# ダムの事前放流の実施状況(5月前線性降雨)

・前線による大雨に備え、近畿管内では県が管理する  
2級水系2ダムで事前放流を実施。

事前放流実施ダム

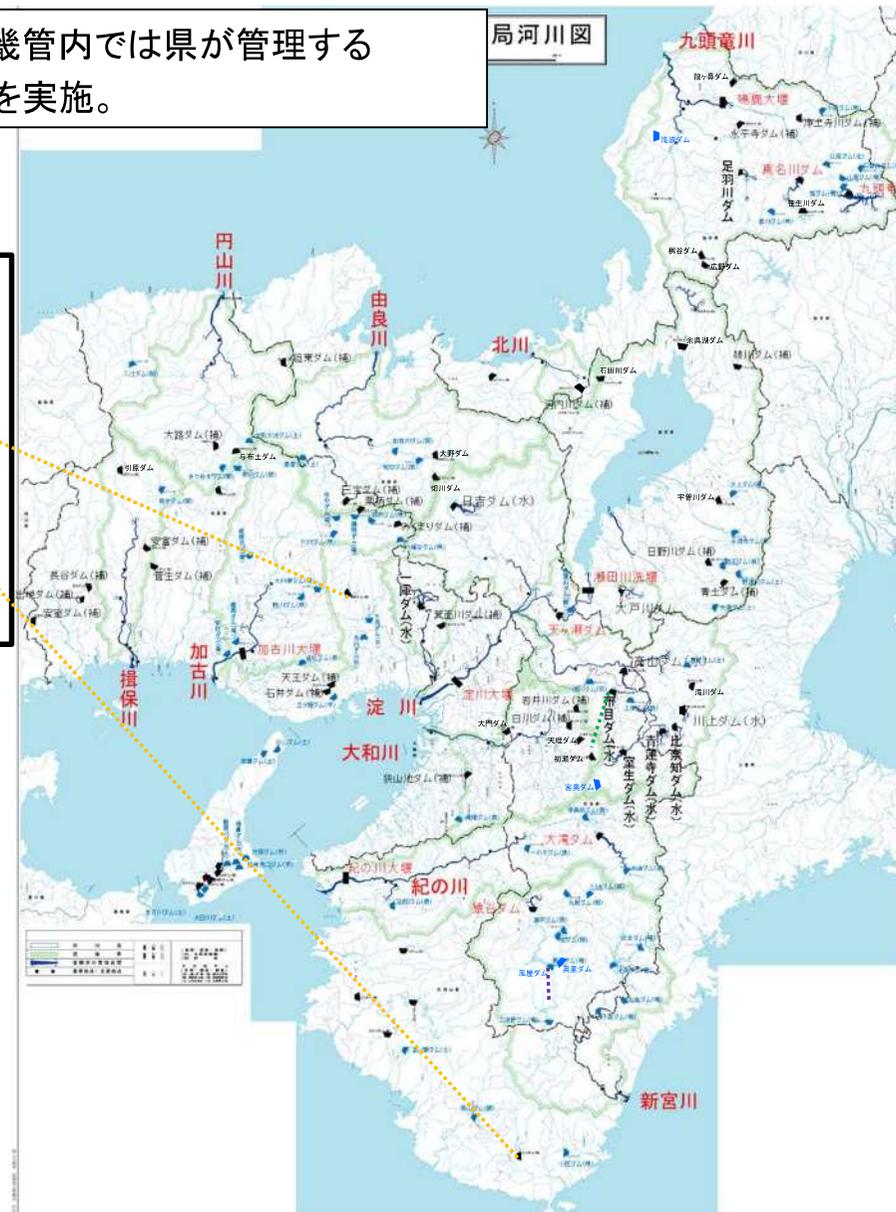
2級水系

武庫川水系

あおの  
青野ダム(青野川)【兵庫県】

古座川水系

しちかわ  
七川ダム(古座川)【和歌山県】



凡例  
府県管理ダム

# ダムの事前放流の実施状況(台風第10号)

近畿地方整備局河川図

- ・台風10号の大雨に備え、近畿管内の1級水系6ダムで事前放流を実施。
- ・2級水系では1ダムで事前放流を実施。

事前放流実施ダム

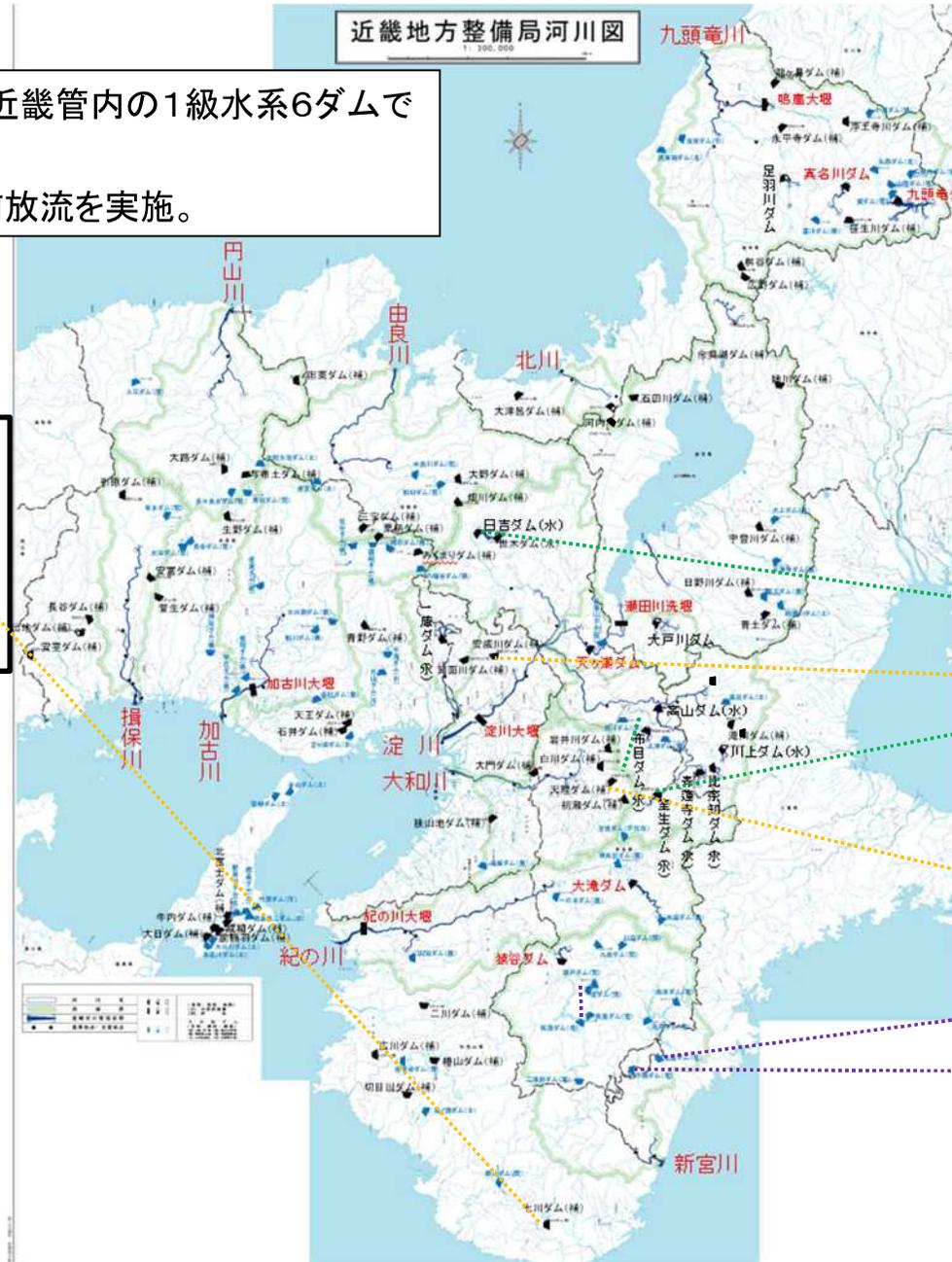
2級水系

古座川水系

しちかわ  
七川ダム(古座川)【和歌山県】

凡例

- 府県管理ダム
- 利水ダム
- 水資源機構管理ダム



事前放流実施ダム

1級水系

淀川水系

ひよし  
日吉ダム(桂川)【水資源機構】

あいがわ  
安威川ダム(安威川)【大阪府】

むろう  
室生ダム(宇陀川)【水資源機構】

大和川水系

てんり  
天理ダム(布留川)【奈良県】

新宮川水系

なないろ  
七色ダム(北山川)【電源開発(株)】

こもり  
小森ダム(北山川)【電源開発(株)】

## 令和 6 年は、全国の延べ 1 8 4 ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和 2 年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整え、洪水に備えています。  
令和 6 年（令和 6 年 1 2 月末時点）は、全国の延べ 1 8 4 ダムでの事前放流の実施により、約 5. 7 億 m<sup>3</sup>の容量を確保し、台風等による洪水に対応しました。

## ＜令和 6 年における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和 6 年	（参考）令和 5 年
治水等多目的ダム	1 0 1 ダム	8 7 ダム
利水ダム	8 3 ダム	9 4 ダム
合計	1 8 4 ダム	1 8 1 ダム

## 【別紙】

- ・ 令和 6 年における事前放流の実施状況（総括）
- ・ 事前放流の実施状況と洪水調節等による効果（久慈川水系、緑川水系）

（参考）関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

○ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/)

○ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/pdf/kihon\\_hoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf)

## 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室  
企画専門官 柴山慶行（内線：35472）  
水利・流水企画係長 西村丈二（内線：35483）  
TEL 代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8449



# 令和6年における事前放流の実施状況(総括)

- 令和6年は、全国の、のべ184ダムで事前放流を実施したことにより約5.7億m<sup>3</sup>の容量を確保し、洪水に備えた。(令和6年5月27日～令和6年11月9日)
- そのうち、利水ダムではのべ83ダムで事前放流を実施したことにより約3.0億m<sup>3</sup>の容量を確保。
- なお、台風第10号による出水では、全国のダムで事前放流の実施体制を整えた令和2年以降、一出水で過去最多となり、のべ136ダムにおいて事前放流を実施し、洪水に備えた。

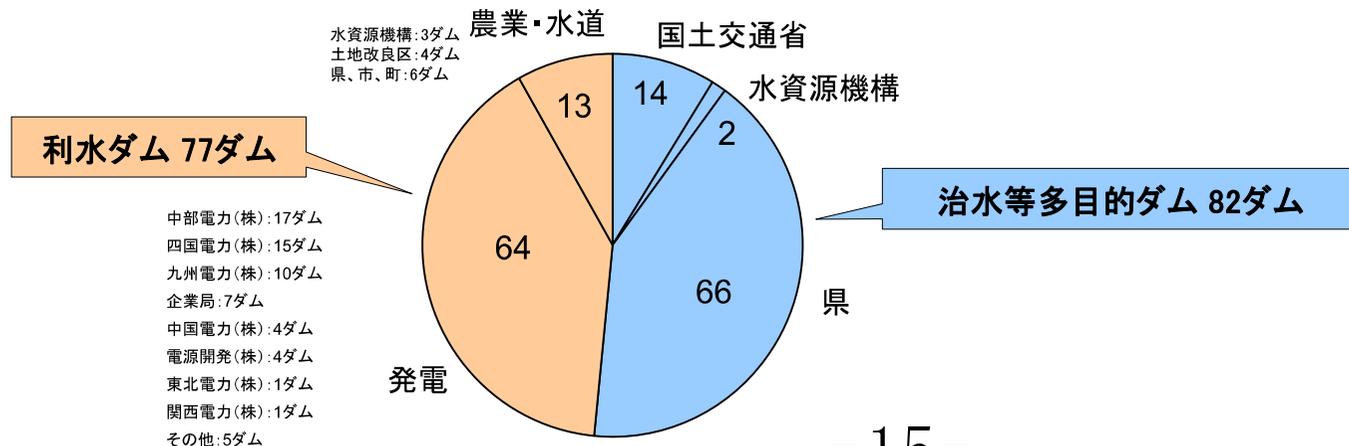
## <令和6年に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳>

令和6年12月末時点

名称	区分	令和6年の主な降雨										合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		5月27日からの大雨	6月17日からの大雨	6月21日からの大雨	7月10日からの大雨	7月25日からの大雨	台風第5号(8月9日～)	台風第7号(8月16日～)	台風第10号(8月26日～)	9月20日からの大雨	その他	
治水等多目的ダム	ダム数	4	3	4	4	2	4	5	68	1	6	101(82)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	2,700	700	400	100	100	100	300	19,100	100	2,500	26,100【2.6億m <sup>3</sup> 】
利水ダム	ダム数	4	1	3	2	0	2	1	68	0	2	83(77)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	2,300	20	100	200	0	100	10	24,400	0	3,300	30,430【3.0億m <sup>3</sup> 】
合計	ダム数	8	4	7	6	2	6	6	136	1	8	184(159)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	5,000	720	500	300	100	200	310	43,500	100	5,800	56,530【5.7億m <sup>3</sup> 】

## <令和6年に事前放流を実施した159ダム(重複除き)の管理者>

※この他、上記の主な降雨に関連し「すでに事前放流の容量を確保し、水位が低下していたダム」が全国で、のべ383ダムで容量を確保(約19.5億m<sup>3</sup>)



# 令和6年 台風第10号に伴う事前放流実施状況

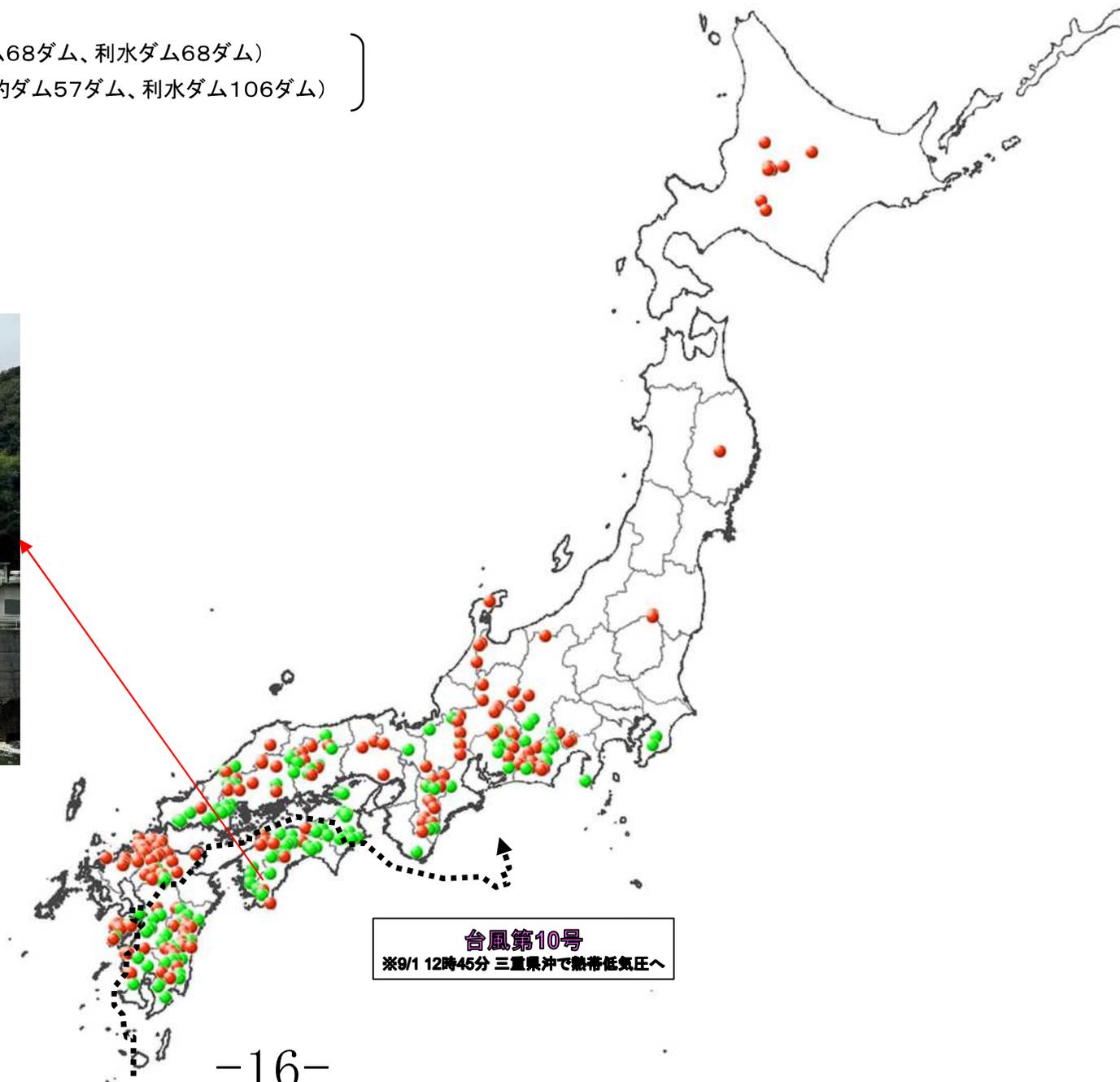
○事前放流の基準に到達 299ダム

- 事前放流を実施したダム 136ダム(多目的ダム68ダム、利水ダム68ダム)
- 既に水位が低下していたダム 163ダム(多目的ダム57ダム、利水ダム106ダム)

事前放流実施状況



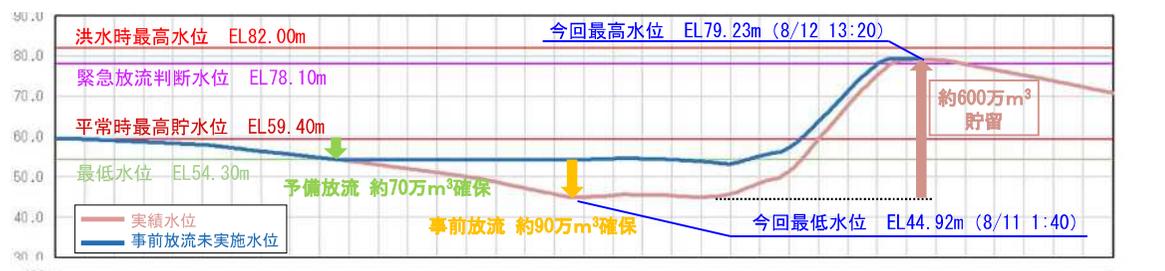
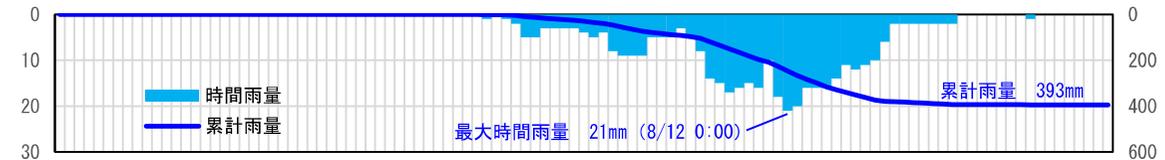
肱川水系 野村ダム



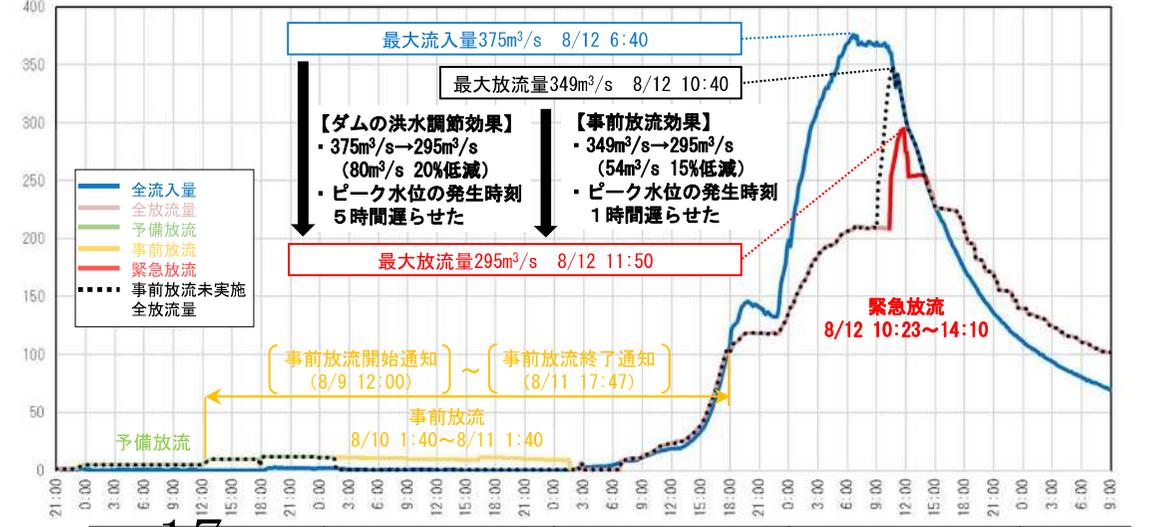
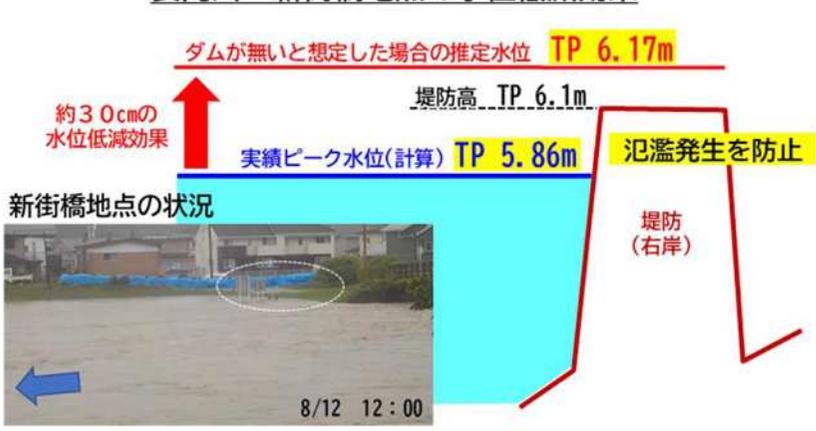
- 久慈川水系長内川(二級河川)の滝ダムでは、台風第5号による豪雨に備え、予備放流を実施し洪水調節容量600万 $m^3$ を確保、更に事前放流により約90万 $m^3$ の容量を追加で確保し、洪水調節を実施した。
- 計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、洪水調節により洪水のピーク時の375 $m^3/s$ を295 $m^3/s$ へ80 $m^3/s$ (約20%)低減させ、下流河川の水位低減、洪水による浸水被害防止に効果を発揮した。
- 上記洪水調節によりピーク水位の発生時刻を約5時間遅らせ、水防活動や避難行動に要する時間を確保した。
- また、事前放流の効果として、最大放流量を54 $m^3/s$ 抑え、緊急放流の開始時刻を約1時間遅らせた。
- 事前放流及び洪水調節により、新街橋地点において約30cmの水位低減効果があり、氾濫発生を防ぐことができた。



### 事前放流・洪水調節の状況



### 長内川 新街橋地点の水位低減効果

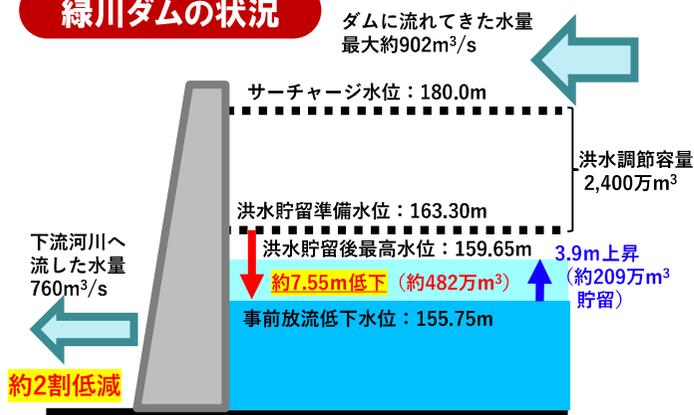


- 台風第10号の接近により、緑川ダム上流域において398.8mm(8月27日14時～31日6時)の累加雨量を観測。(参考:令和2年7月豪雨:377.3mm、令和4年台風第14号:483.2mm)
- 洪水調節容量2,400万 $m^3$ に加え、事前放流によりダムの貯水位を7.55m低下させ、更に約482万 $m^3$ を確保した。
- 緑川ダムでは、最大流入量約902 $m^3/s$ を観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を約760 $m^3/s$ に抑え、約2割低減した。
- これにより、ダム下流の中甲橋地点において約23cmの水位低減効果を発揮することができたと推定される。

位置図



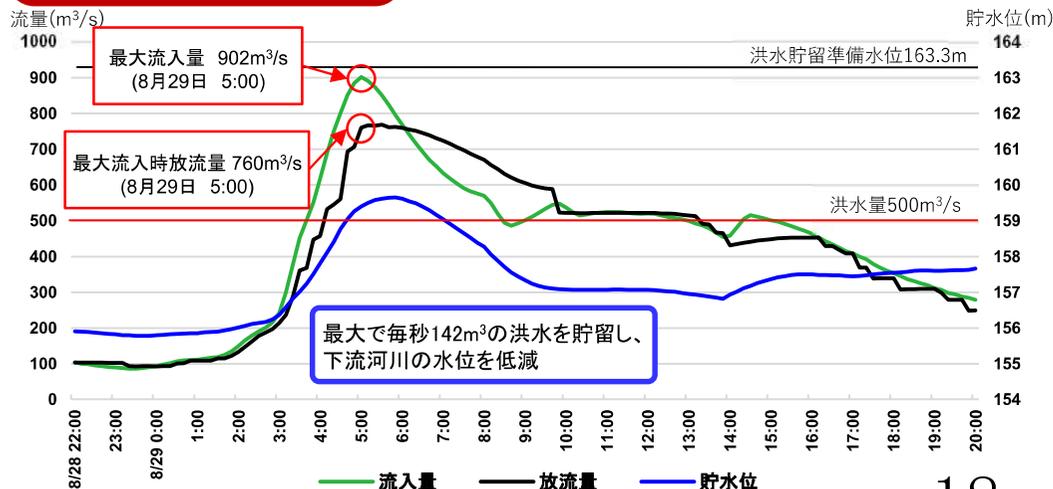
緑川ダムの状況



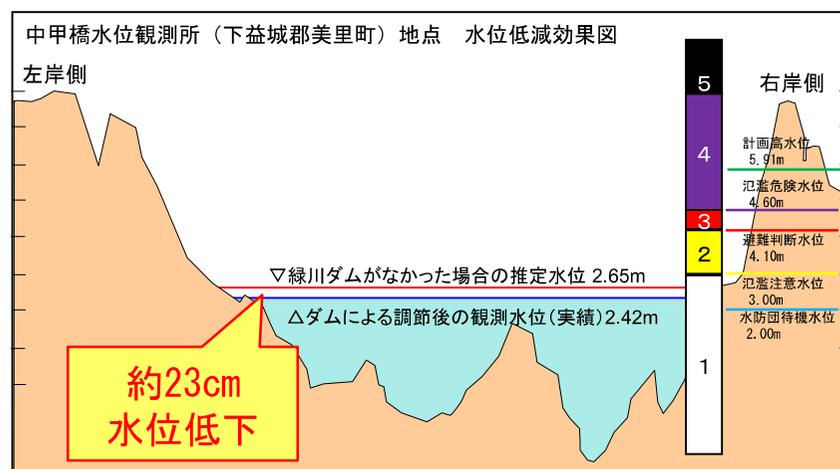
緑川ダムの貯留状況



緑川ダムによる洪水調節



水位低減効果(中甲橋地点)



## 利水ダム治水機能施設整備費補助

令和7年度 募集要領

(令和8年度実施分)

■応募受付期間

令和7年4月10日(木) ～ 令和7年6月30日(月)  
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 森田、魚津  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館1F  
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)  
03-5253-8453 (直通)

< 目次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

## I 事業の概要

### 1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

### 2. 事業内容

#### 2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

#### 2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

#### 2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

#### 2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

#### 2. 5 補助金額

補助対象経費の1/2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

## II 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

##### ■令和7年度応募受付期間

・令和8年度実施分

令和7年4月10日(木)～令和7年6月30日(月)午後5時必着

##### ■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

##### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 魚津

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

##### ■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和7年4月10日(木)～令和7年6月30日(月)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

##### ■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

#### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

#### ＜評価・審査の観点＞

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後48時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約50万m<sup>3</sup>以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

### 1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

### 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・ 応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・ 事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・ 各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・ 従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・ 年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

### 1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添1の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

## 2. 補助金の交付について

### 2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

## 2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 3. 事業中及び事業完了後の留意事項

### 3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

### 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意下さい。

### 3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### 3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

### 3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添1

番 号  
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）  
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム  
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1. ダム及び流域の概要</p> <p>ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。</p> <p>なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。</p> <p>1) ダムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ダム名</li><li>・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること）</li><li>・ダム諸元 等</li></ul> <p>2) 流域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主な洪水被害の概要</li></ul>					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

2. 放流施設の整備等の概要

(注1) 工事計画概要図を添付してください。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費 (B) の 1 / 2 以内 (千円以下切り捨て) を記載すること。

(※3) 補助対象事業費 (B) の 1 / 2 (千円以下切り上げ) を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	( )
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇〇 事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>6. 事前放流の強化による治水効果</p> <p>※以下の内容を記載すること。</p> <p>1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量  48時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)  72時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)</p> <p>2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量  48時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)  72時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)</p> <p>3) 上記1) 及び2) の算出根拠</p>					

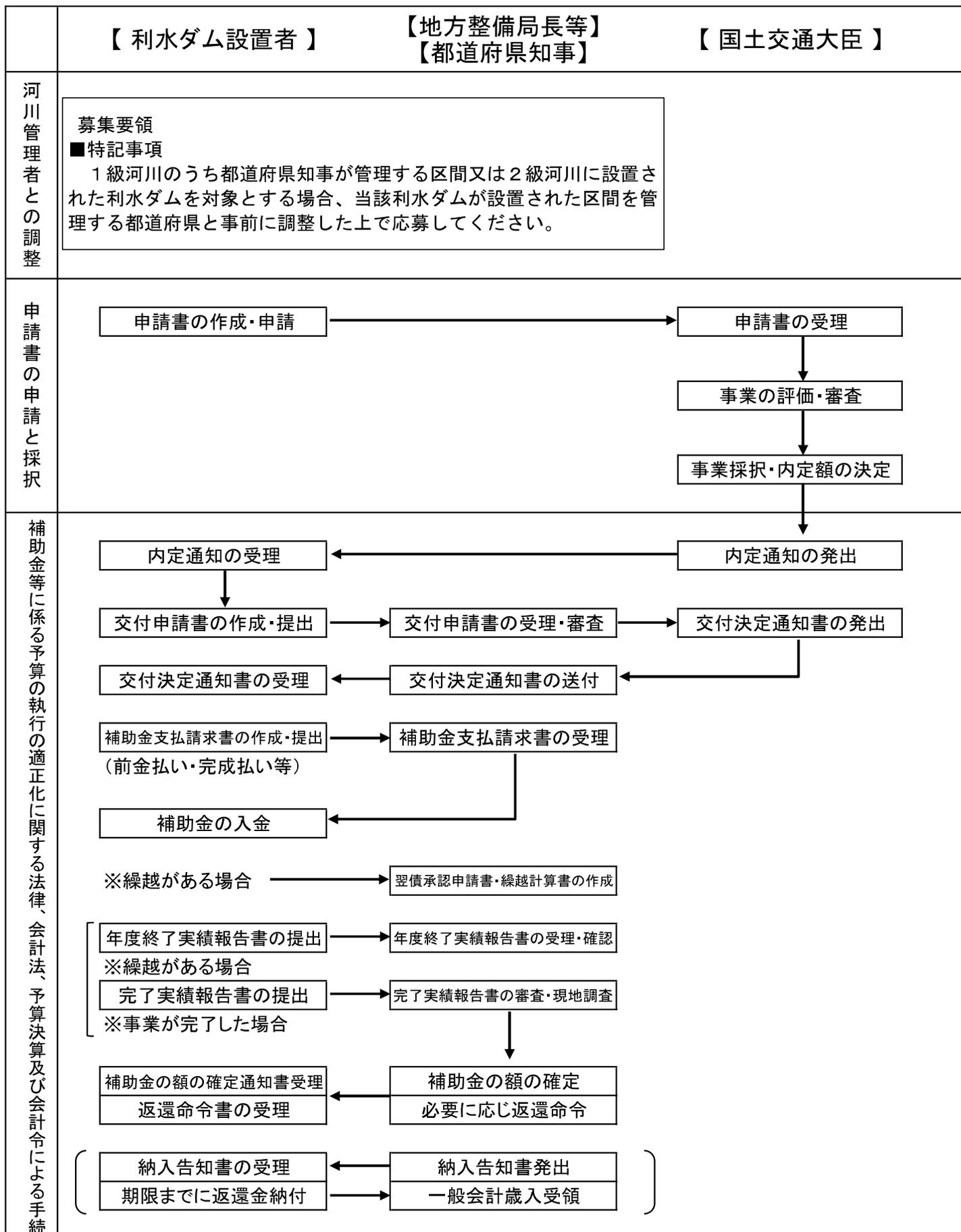
河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>7. 事業完了後のダムの操作</p> <p>※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること</p> <p>※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること</p>					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制</p> <p>※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること</p>					



河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適用する各省庁の承認を受けたことを証する書面</p>					

## 利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー



・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式の提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容

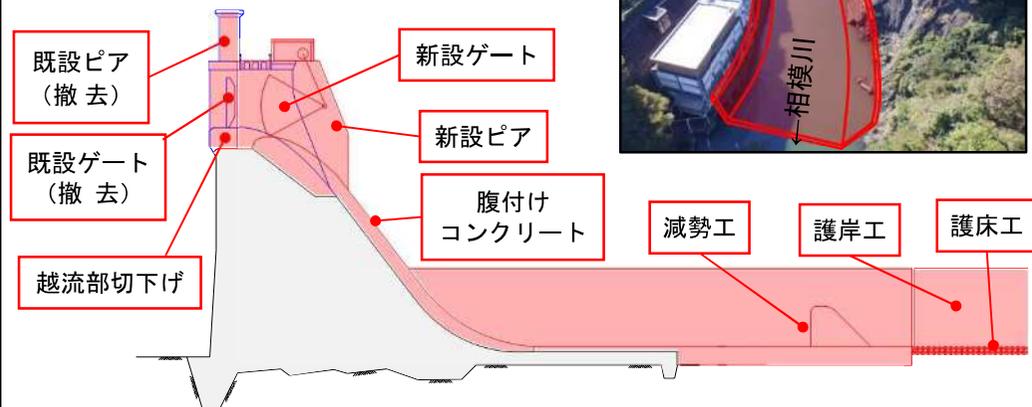


ダム諸元

ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

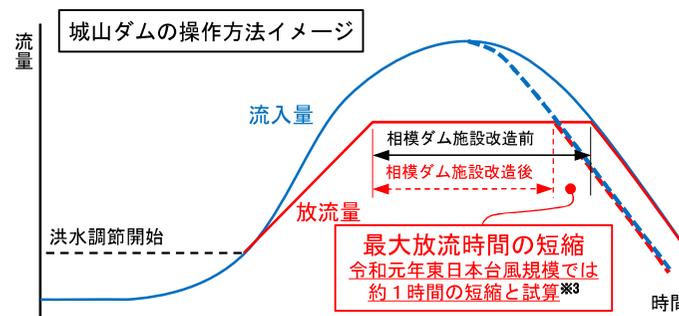
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力(常時満水位)	3,240 m <sup>3</sup> /s	4,000 m <sup>3</sup> /s ※1 (+760 m <sup>3</sup> /s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m <sup>3</sup>	3,103 万m <sup>3</sup> ※1 (+304 万m <sup>3</sup> )

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける**最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減**※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。  
 ※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。  
 ※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

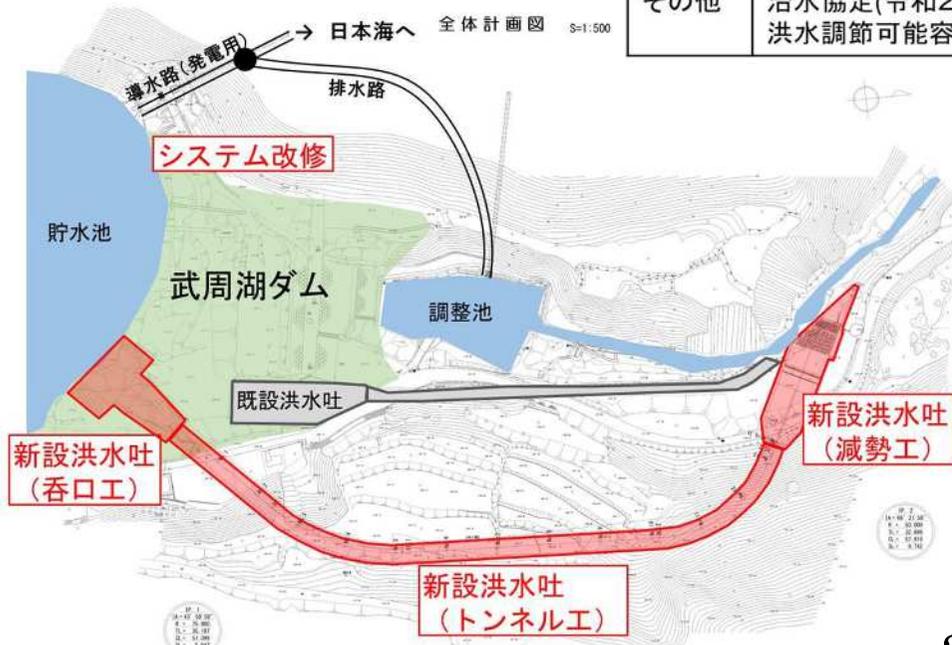
- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 大味川水系大味川に設置された武周湖ダム（北陸電力株式会社）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

### 事業内容



### ダム諸元

ダム名	武周湖ダム
河川名	(二級)大味川水系大味川
目的	発電
型式	アース式
堤高	20.3m
竣工	1920年(大正9年)
管理者	北陸電力
その他	治水協定(令和2年度)締結 洪水調節可能容量0m <sup>3</sup>

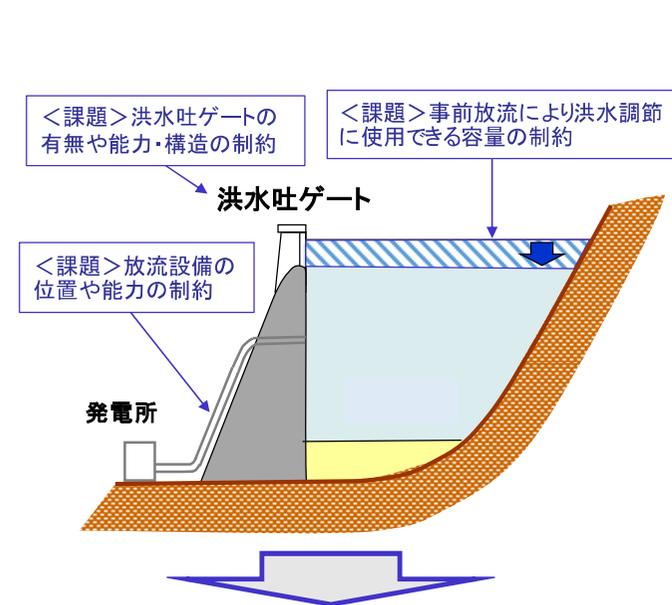


### 効果

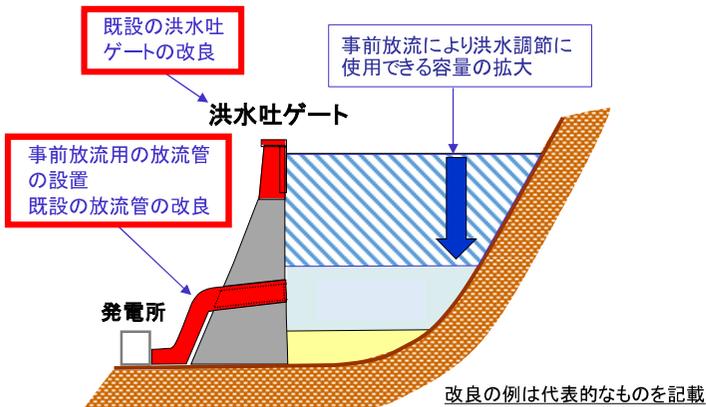
計画規模洪水(1/30)が発生した場合に想定される浸水被害を軽減することが可能。



国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



## 【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

## 【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

## 【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

## 【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

## 【事業採択手続き】

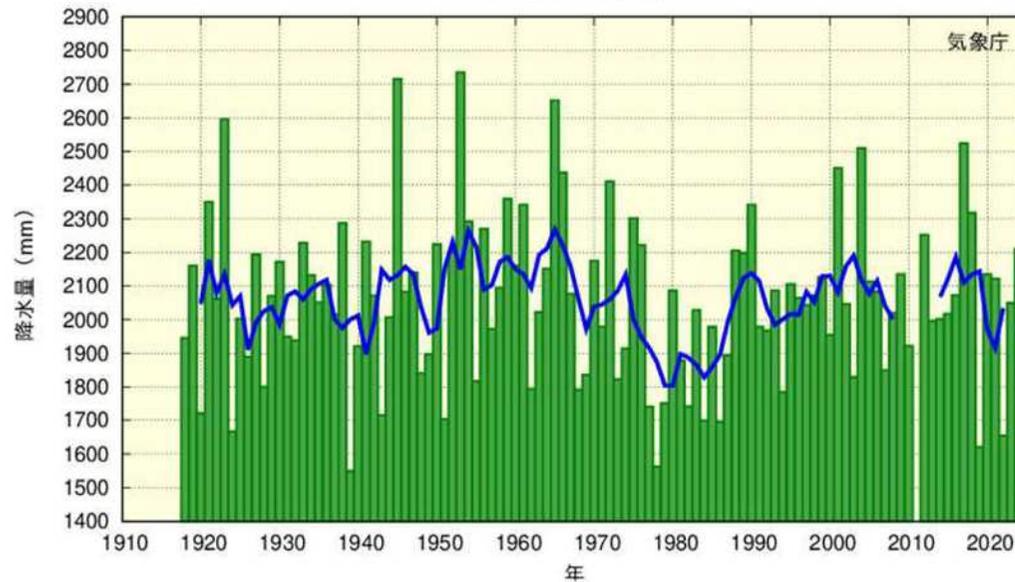
事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

# 兵庫県北部の気候の変化と 今後の予報等について

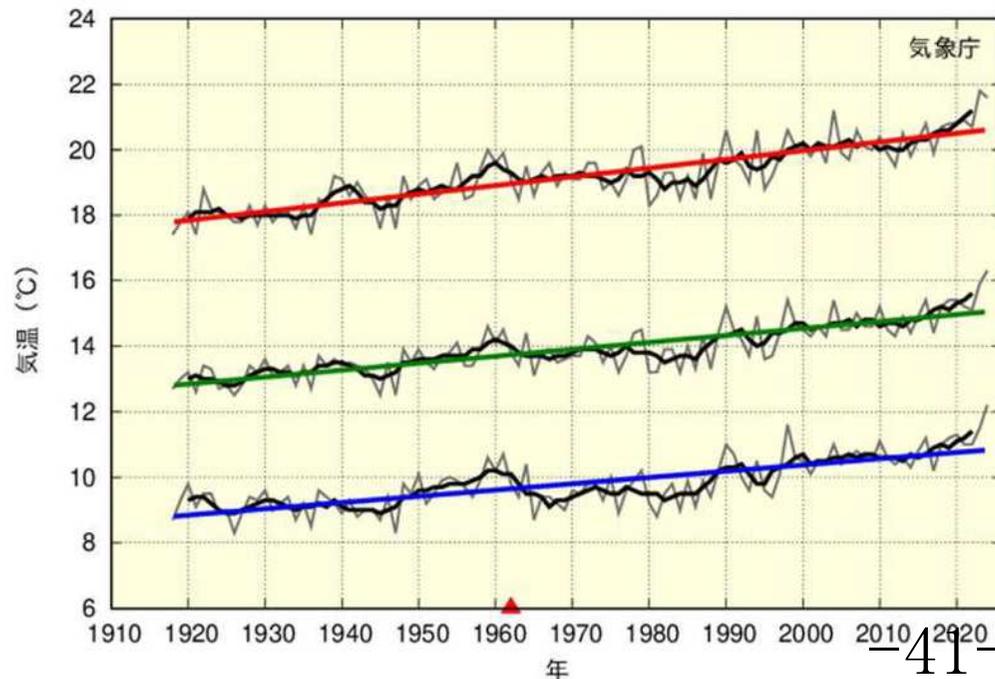
# 豊岡における気候の変化

豊岡の年降水量



(統計期間：1918年～2024年)

豊岡の年気温3要素



日最高气温  
2.7 °C/100年

平均気温  
2.1 °C/100年

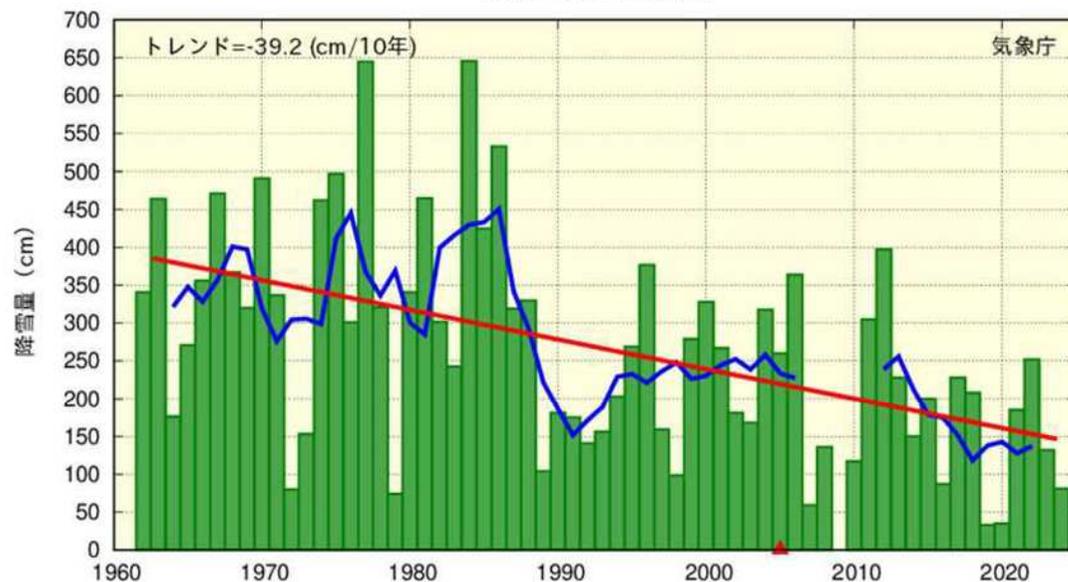
日最低气温  
1.9 °C/100年



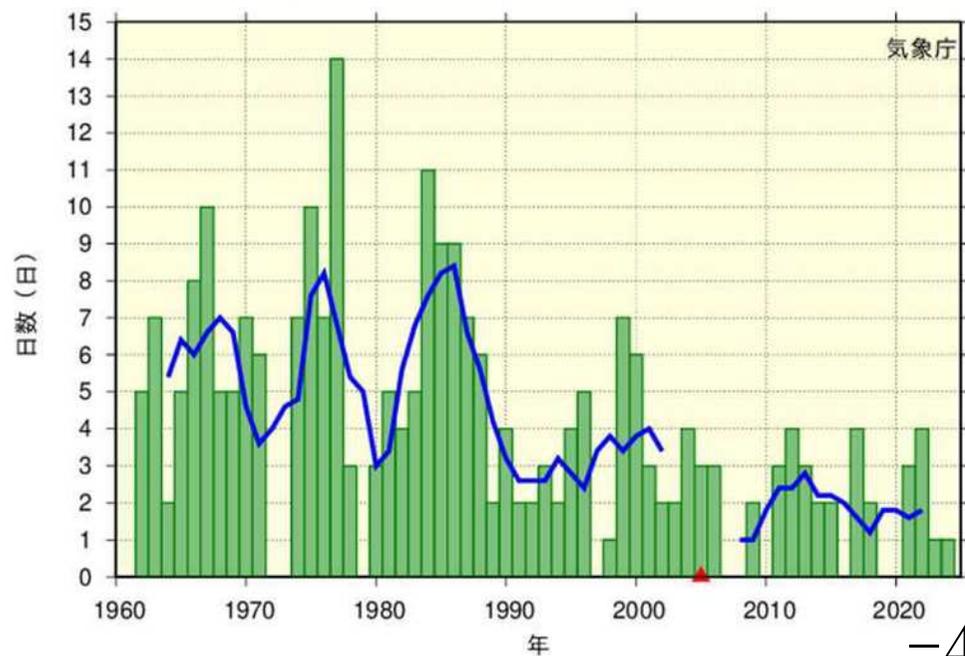
図中の細い折れ線グラフは毎年の値、  
太い黒線の折れ線グラフは5年移動平均値、  
赤・緑・青の直線は統計的に有意な長期的な  
変化傾向、▲は観測所の移転を示しています。

# 豊岡における気候の変化

豊岡の寒候年降雪量



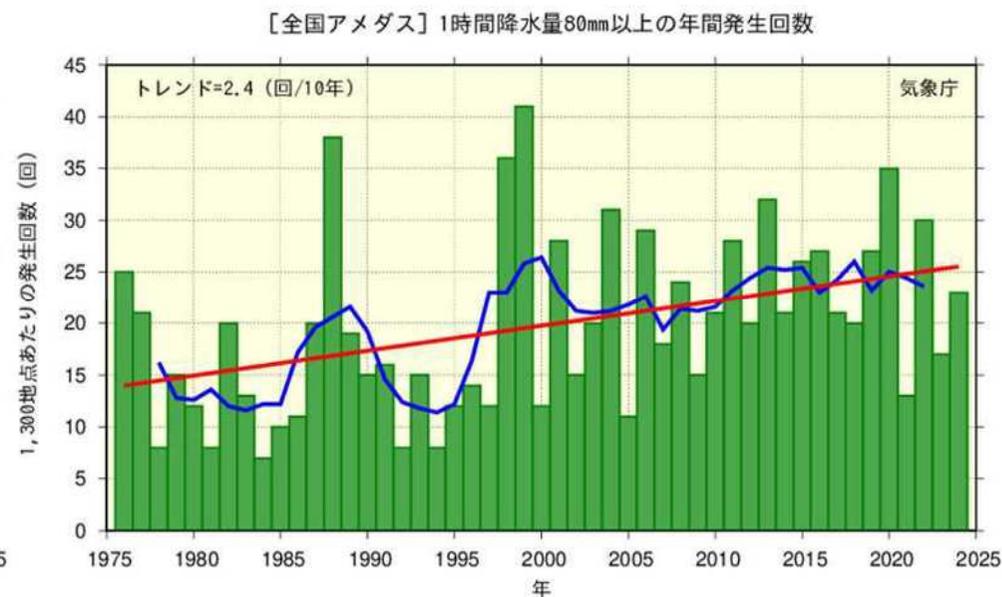
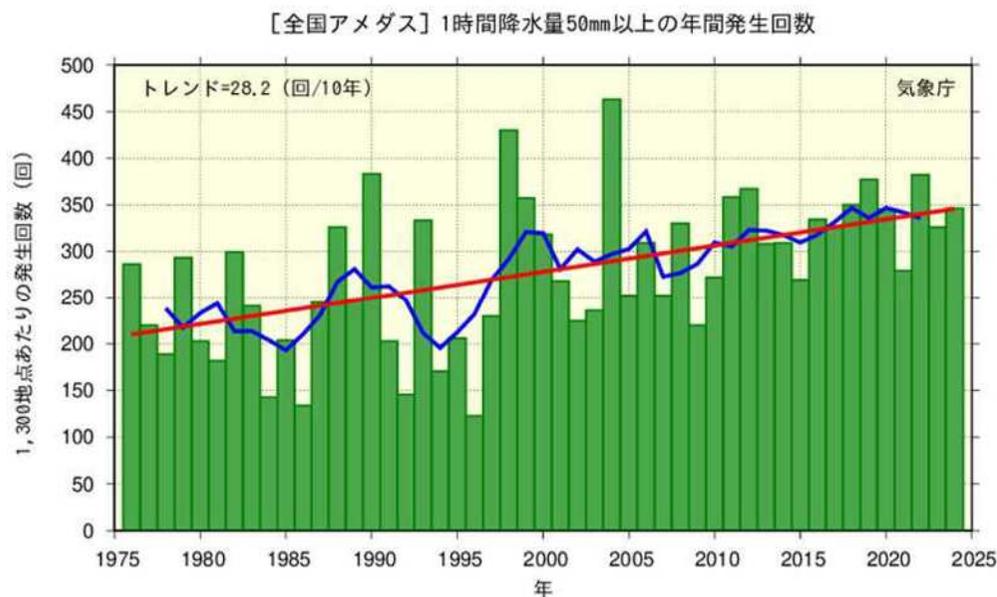
豊岡の寒候年降雪の深さ日合計20cm以上日数



統計期間：1962/63年冬～2023/24年冬

全国でみると . . .

全国の大雨・短時間強雨の年間発生頻度は、長期的に増加している。

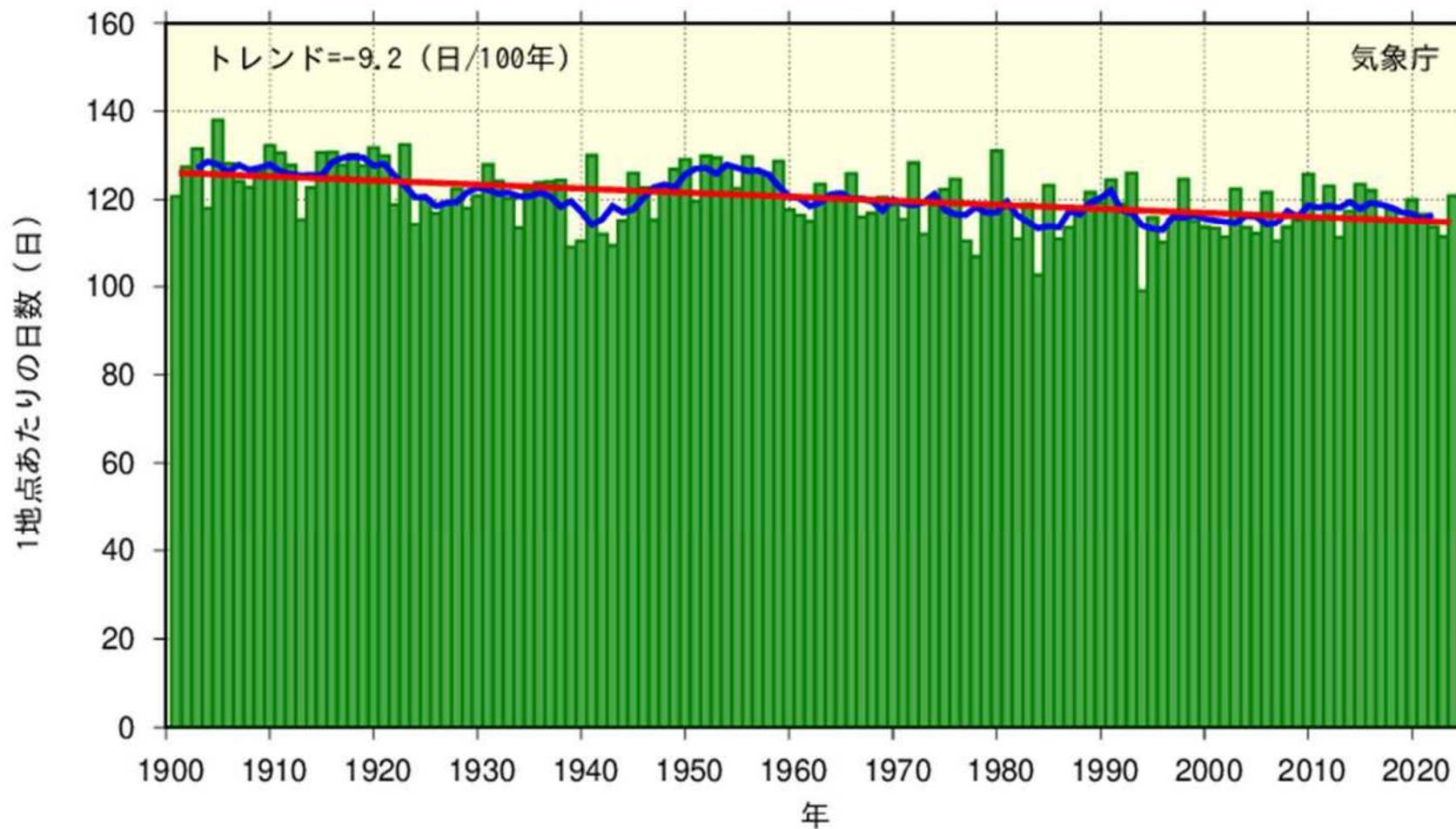


(統計期間：1976年～2024年)

一方で . . .

しかし、日降水量1.0mm以上の雨は減ってきている・・・

[全国51地点平均] 日降水量1.0mm以上の年間日数



統計期間：1901年～2024年

- 気温が高いほど飽和水蒸気量（鹿威しの太さ）は大きくなる。
- 一方、蒸発量（鹿威しに注ぎ込む水量）の増加は飽和水蒸気量と比べて小さい。
- 温暖化に伴って大気が含むことができる水蒸気の量が増えるので、雨として降るまでに時間がかかる一方、一度に降る量は増えることになる。



傾くまでに時間がかかる → 雨の降る日の減少  
傾いたときにこぼれる水の量が増える → 大雨・短時間  
強雨の増加

# 将来予測まとめ

## 21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※ 黄色は2℃上昇シナリオ、  
赤色は4℃上昇シナリオによる予測

### 年平均気温が約1.4℃/約4.5℃上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、  
冬日は減少する。

### 日本近海の平均海面水温が 約1.13℃/約3.45℃上昇



世界平均よりも上昇幅は大きい。

### 降雪・積雪は減少

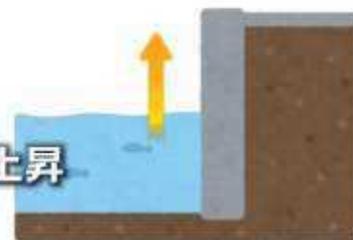
雪ではなく雨が降る。  
ただし大雪のリスクが  
低下するとは限らない。



### 激しい雨が増える

日降水量の年最大値は  
約12% (約13 mm) / 約27% (約28 mm) 増加。  
50 mm/h以上の雨の頻度は 約1.8倍/約3.0倍に増加。

### 沿岸の海面水位が 約0.40m/約0.68m上昇



### 3月のオホーツク海海氷面積は 約32%/約78%減少



【参考】4℃上昇シナリオでは、  
21世紀末までには夏季に北極海の海氷が  
ほとんど融解すると予測されている (IPCC, 2021)。



### 台風は強まる 台風に伴う雨は増加

### 日本周辺海域においても 世界平均と同程度の速度で 海洋酸性化が進行

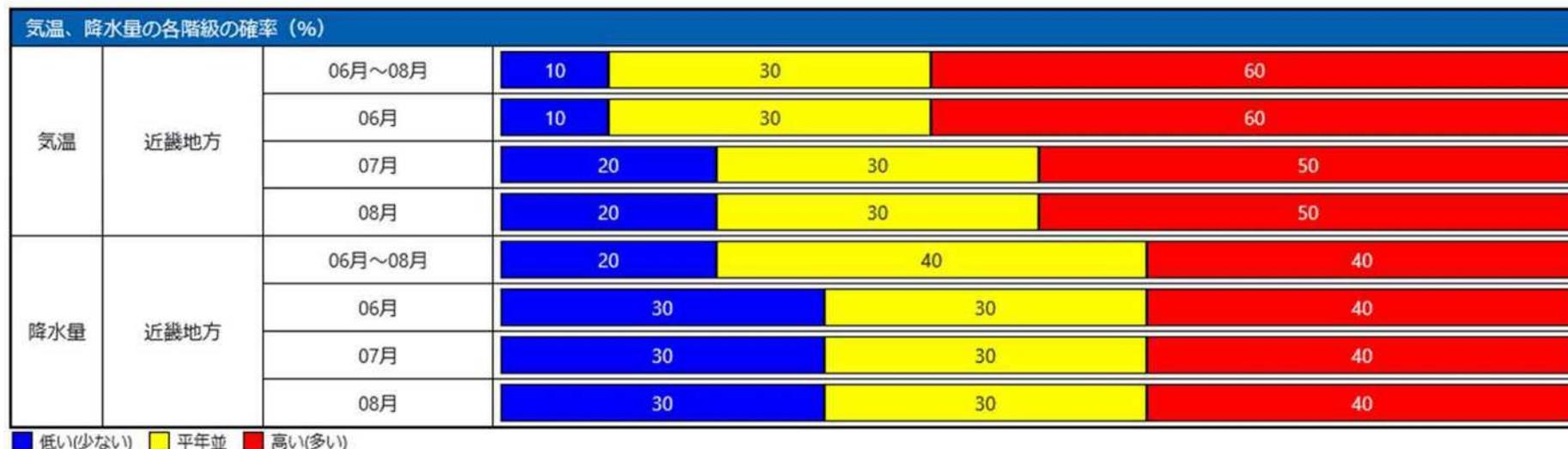


参考文献

IPCC, 2021: Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [Masson-Delmotte, V., P.Zhai, A. Pirani, S.L. Connors, C. Pavan, S. Berger, N. Caud, Y. Chen, L. Goldfarb, M.I. Gomis, M. Huang, K. Leitzell, E. Lonnoy, J.B.P. Matthews, T.K. Maycock, T. Waterfield, O. Yelekci, R. Yu, and B. Zhou. (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, United Kingdom and New York, NY, USA, 2391 pp., <https://doi.org/10.1017/9781009157896>

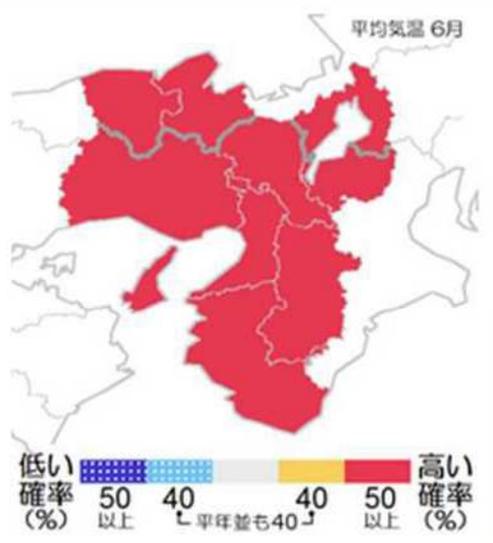
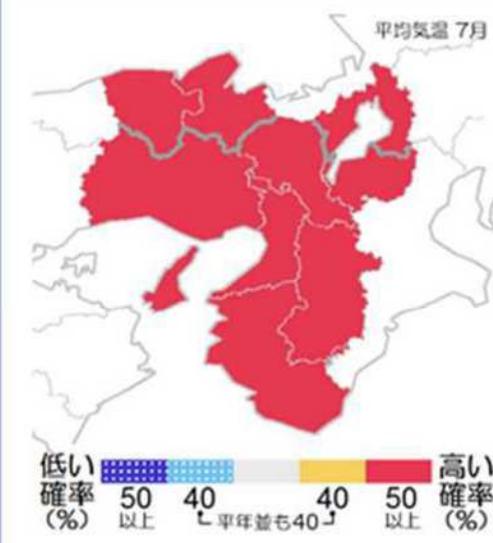
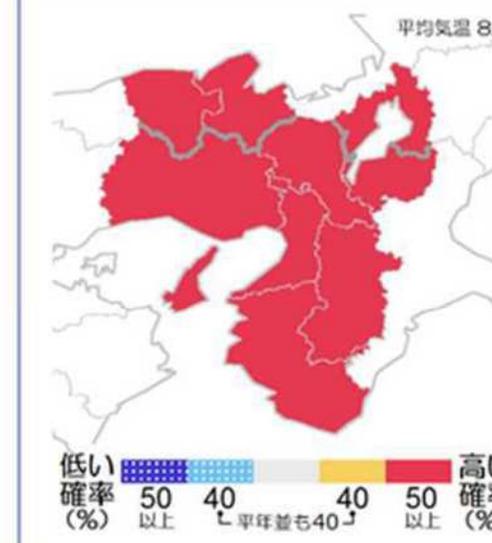
25

近畿地方 3か月予報 (06月～08月)		
2025年05月20日14時00分 大阪管区気象台 発表		
06月～08月	気温	平均気温は、高い確率60%です。
	降水量	降水量は、平年並または多い確率ともに40%です。
06月	天候	平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。
	気温	気温は、高い確率60%です。
07月	天候	期間の前半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。期間の後半は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	気温は、高い確率50%です。
08月	天候	平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	気温は、高い確率50%です。

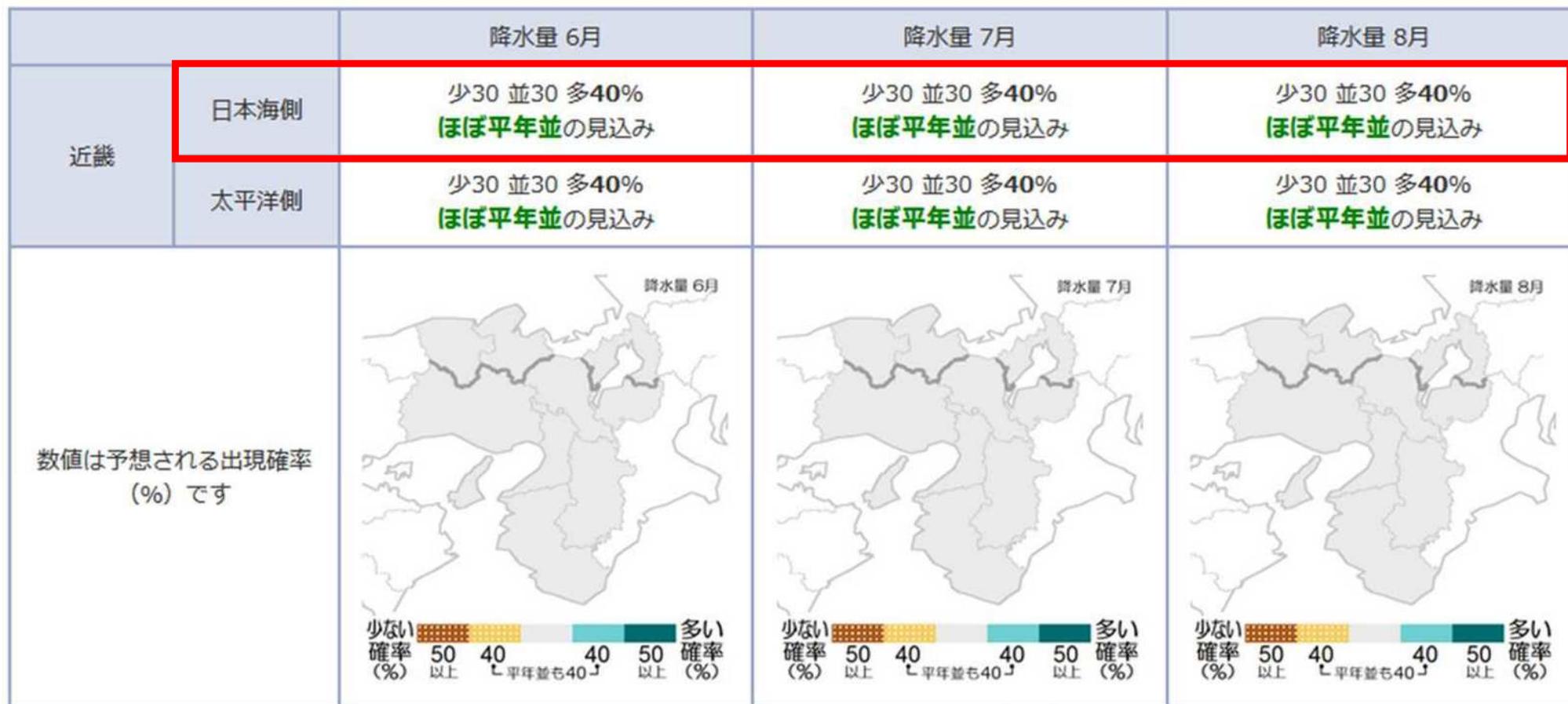


近畿地方の平年の梅雨入りは6月6日ごろ、梅雨明けは7月19日ごろ  
 昨年（令和6年）の梅雨入りは6月17日ごろ、梅雨明けは7月18日ごろ

## 月別の平均気温

	平均気温 6月	平均気温 7月	平均気温 8月
近畿地方	低10 並30 高60% <b>高い見込み</b>	低20 並30 高50% <b>高い見込み</b>	低20 並30 高50% <b>高い見込み</b>
数値は予想される出現確率 (%) です	 <p>平均気温 6月</p> <p>低い確率 (%) 50 40 40 50 高い確率 (%)</p> <p>↑ 平均値も40 ↓</p>	 <p>平均気温 7月</p> <p>低い確率 (%) 50 40 40 50 高い確率 (%)</p> <p>↑ 平均値も40 ↓</p>	 <p>平均気温 8月</p> <p>低い確率 (%) 50 40 40 50 高い確率 (%)</p> <p>↑ 平均値も40 ↓</p>

## 月別の降水量



## 平年値（1991年～2020年）

	気温(°C)				降水量(mm)				日照時間(時間)			
	6月	7月	8月	6～8月	6月	7月	8月	6～8月	6月	7月	8月	6～8月
豊岡	21.8	26.0	27.1	24.9	150.0	187.7	144.5	482.2	138.1	150.5	189.0	477.6

### 地域平均気温の平年差（単位：°C）

	6月	7月	8月	6月～8月
近畿日本海側	-0.1～+0.3	-0.5～+0.9	-0.4～+0.6	-0.2～+0.3

### 地域平均降水量の平年比（単位：%）

	6月	7月	8月	6月～8月
近畿日本海側	80～111	75～114	73～112	89～107

### 地域平均日照時間の平年比（単位：%）

	6月	7月	8月	6月～8月
近畿日本海側	91～112	87～116	90～114	96～108

## 雨雲が発達する仕組み

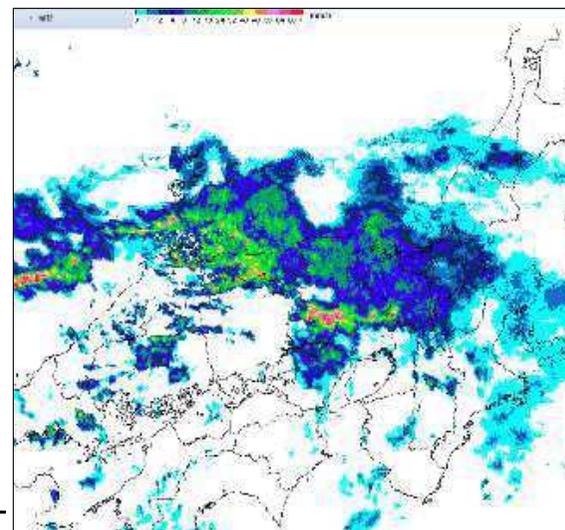
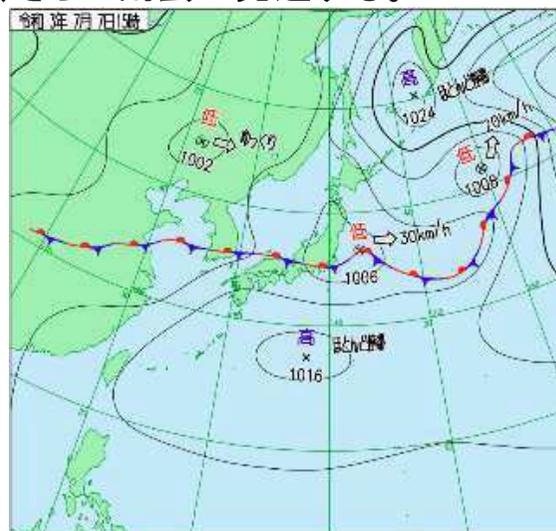
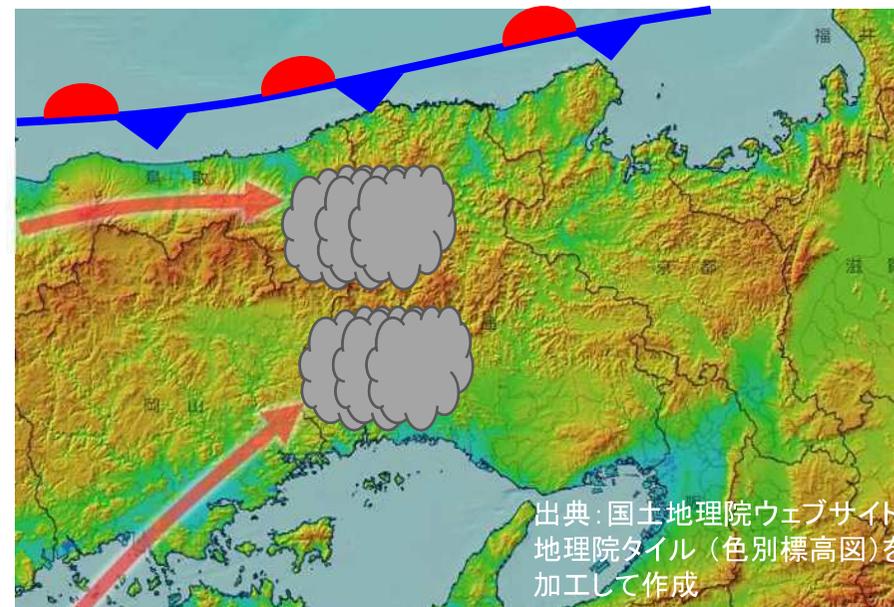
日本海に停滞する前線に沿って南側で吹く西寄りの風と、前線に向かう南西風による暖湿気流が合流して、雨雲が発達し、大雨となることがある。

## 影響地域

- ・但馬北部、但馬南部、播磨北西部、播磨南西部
- ・積乱雲が発達した状態を維持したまま東進する場合は、淡路島を除くすべての地域で大雨になるおそれがある。

## 発生しやすい気圧配置

梅雨などにおいて前線が日本海沿岸に停滞する場合。前線上を低気圧が進むと、低気圧に向かう暖湿気流が強化され、さらに雨雲が発達する。



# 防災気象情報の 体系整理について

- シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の見直し、受け手側の立場に立った情報への改善などを取りまとめ。

警戒レベル相当情報の体系整理

令和8年度出水期からの運用開始を目標に準備中

◎ シンプルでわかりやすい情報体系・名称に整理

- 【洪水】：氾濫による社会的な影響が大きい河川（洪水予報河川、水位周知河川）の外水氾濫を対象とし、河川ごとの情報とする。これ以外の河川の外水氾濫については、内水氾濫と併せて市町村ごとに発表する【大雨浸水】に関する情報とする※1。
- 【土砂災害】：発表基準の考え方を統一し、災害発生の確度に応じて段階的に発表する情報とする。
- 【高潮】：潮位に加えて沿岸に打ち寄せる波の影響を考慮し、災害発生又は切迫までの猶予時間に応じ段階的に発表する情報とする。

		洪水に関する情報 「洪水危険度」	大雨浸水に関する情報 「大雨危険度」※1	土砂災害に関する情報 「土砂災害危険度」	高潮に関する情報 「高潮危険度」
		氾濫による社会的影響大の河川（洪水予報河川、水位周知河川）の外水氾濫	内水氾濫及び左記以外の河川の外水氾濫		
発表単位		河川ごと	基本的に市町村ごと	基本的に市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと※2
警戒レベル相当情報※4	5相当	レベル5 氾濫特別警報※3	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報※3
	4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
	3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

左記情報名称のポイントをシンプルに表現  
→将来的に「警戒レベル」が社会に十分に浸透した際には、以下のようなシンプルな形の名称を検討することも一案。

		洪水危険度	大雨危険度	土砂危険度	高潮危険度
警戒レベル相当情報	5相当	洪水レベル5	大雨レベル5	土砂レベル5	高潮レベル5
	4相当	洪水レベル4	大雨レベル4	土砂レベル4	高潮レベル4
	3相当	洪水レベル3	大雨レベル3	土砂レベル3	高潮レベル3
	2	洪水レベル2	大雨レベル2	土砂レベル2	高潮レベル2

- ・ 情報名称の最終決定は、法制度や実際の情報の運用、伝え方なども踏まえ、気象庁・国土交通省が行う。
- ※1 警戒レベル相当情報への位置づけについては、関係機関で今後の課題として検討。
- ※2 発表単位をどうすべきかについては、情報利用者の視点も踏まえつつ、引き続き関係機関で検討。
- ※3 洪水予報河川または水位周知河川、高潮に関する情報の対象沿岸において氾濫の発生を確認した場合、その旨を氾濫特別警報または高潮特別警報の文章情報等に明記。
- ※4 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものでない。